

令和元年 11 月 10 日

南志摩パールランド分譲地
所有者の皆様へ

一般社団法人南志摩オーナーズクラブ
代表理事 山本宗秀

ハートランド管理センター(株)主張の虚偽記載について

10月18日付ハートランド管理センター(株)より当クラブ宛内容証明で送付され、また会社側から皆様にもコピー送付された通知書に重大な虚偽記載があり、謝罪と撤回を要求しました。

文中、「管理契約において、水道施設の維持管理が規定されており、管理契約がなければ受水契約もない」と主張していますが、KRG管理センター(株)の管理規約には水道施設の維持管理業務は含まれていません。水道施設については水道法に基づく管理が求められていますが、今回の給水停止は水道法に違反していると思われます。都合の悪い事態には、規約を無視して手前勝手な主張を平然と行う行為は、REIWAリゾートグループ(旧KRGグループ)の本性が顕れたものです。

同時に、管理契約を締結していない所有者に対する受益者負担金(管理費)の請求について、所有者全員に法的根拠を明示するよう要求しました。明示なき場合は「架空請求」として、消費者生活センター、マスコミ、警察へ届出する旨を通知しました。

水道問題解決に向けて、同社の文書にクラブ見解を添えて三重県環境課に提出し受理されました。また、南伊勢町水道課、県会議員にも説明し問題解決にご協力をお願い致しました。「道路・水道施設の自治体への早期移管」という分譲地の将来を決定する正念場であります。納得のできる回答が得られるよう最善の努力をまいります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

以上

【ご報告】

今年度のクラブ実行計画に基づき、10月19・20日、11月4日の3日間にわたり木谷区の協力を得て分譲地内の草刈りを実施いたしました。